

No	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア			
1	実施方針	本事業の基本方針	2	I	1	(6)	⑤			感染症対策の徹底に努めますが、新型コロナウイルス感染症のような疫病の場合、事業者でコントロールすることができないため、それが原因で事業者への損害等が発生した場合には、不可抗力と同様に貴市による負担をお考え頂くことを要望いたします。	緊急事態宣言に伴う休校命令によって給食提供が停止することによる影響は不可効力として取り扱う方針です。一方、調理員が新型コロナ感染し調理員を遠方から補充したり、調理場が閉鎖されたりすることによって生ずる損失については、原則として市が負担することは考えておりません。
2	実施方針	新型コロナウイルス感染症等に備えた体制の構築	2	I	1	(6)	⑤			新型コロナウイルス感染症等に備えた体制の構築とありますが、設備工事の具体的な内容としては、手洗い・消毒設備、換気量の増量と考えますが、その他に具体的な内容はありますか。また、具体的に換気量の規定はありますでしょうか。	令和3年1月時点では、記載いただいたとおりの内容と考えていますが、国土交通省及び厚生労働省その他関係省庁等の公表する最新版の資料等に基づき必要な内容を検討してください。
3	実施方針	事業の範囲	3	I	1	(7)	③	オ	a	事業者の事業範囲に日常の検収があり、④では市の実施するものに食材検収業務があります。事業者の事業範囲は日常の検収補助という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	事業者の収入	3	I	1	(7)	⑤	イ		開業準備費は開業準備期間終了後に支払うとしていただけないでしょうか。	開業準備費として、施設引き渡し後から給食提供開始までの間の開業準備に要する費用は令和5年度に支払予定です。施設引渡しまでに要したSPC設立費、アドバイザー費用、FA費、弁護士費等は開業費として割賦払いに含め、事業期間にわたって分割してお支払いします。
5	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(7)	⑤			予定価格または入札上限金額については、入札の公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(7)	⑤	ア		「既存施設の解体工事、本施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額について、本施設の引渡後に、建設一時金として事業者へ一括支払いを行う予定」と記載がありますが、一定の額の内訳と、具体的な支払いのタイミングをご教授願います。	交付金及び市が起債で資金調達する額を想定し、入札公告段階で具体的な金額を示します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
7	実施方針	審査及び落札者決定の手順	7	III	2	(2)	④	*			「*入札参加者が1者であった場合も同様に入札参加資格の確認、提案審査を行うものとする。」とありますが、入札参加者が1者であった場合でも落札者は選定されるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に照らして選定いたします。
8	実施方針	募集及び選定スケジュール	8	III	3						提案書の作成には複数企業間で多人数での共同作業になるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向の状況下において、入札参加者の健康に配慮し「提案書に係る書類の受付日締切日を延長する等の対応はと考えてでしょうか。	現状は締切日の延長は考えておりませんが、入札公告後、全国的に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等が発出される等、提案書作成に大きく影響が出ると判断した場合は、市のウェブページにお知らせします。
9	実施方針	募集及び選定スケジュール	8	III	3						提案書の作成には複数企業間で多人数での共同作業になるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向が見られ、緊急事態宣言が発令された場合は、入札参加者の健康に配慮し「提案審査書類の受付」以降のスケジュール」を延長する等の対応をお願いします。	8の回答を参照ください。
10	実施方針	入札参加者の構成と定義	11	III	5	(1)					構成員のいずれかから再委託を受けた企業(下請け企業)が特別目的会社に出資することは可能でしょうか。その場合当該企業は構成企業には該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	出資することは可能です。5(1)の表に示すとおり、構成企業に該当します。
11	実施方針	入札参加者の構成と定義	11	III	5	(2)					構成企業が直接業務に当たらない場合、当該業務を実施させる企業を下請として委託する場合は協力企業には該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	5(1)の表に示すとおり、特別目的会社に出資はしないが、特別目的会社から直接業務を下請けする企業は協力企業に該当します。
12	実施方針	設計業務を行う者	12	III	6	(2)	①	エ			「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っている認められた施設」とありますが、本事業と同様なPFIによる給食センターの設計実績は該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
13	実施方針	工事監理業務を行う者	12	III	6	(2)	②	エ			「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設」とありますが、本事業と同様なPFIによる給食センターの設計実績は該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	入札参加者の備えるべき参加資格要件	13	III	6	(2)	③				③建設業務を行う者との記載ですが、2項から3項の事業者が行う主な業務の範囲は(ア)解体工事業務(イ)設計・建設業務となっております。(ア)解体工事業務の参加資格要件は③建設業務を行う者に含まれるという意味でよろしいでしょうか。	解体工事等業務を行う者の参加資格要件を追記修正しますのでご確認ください。
15	実施方針	入札参加者の備えるべき参加資格要件	13	III	6	(2)	③	ウ			建設業務を行う者の要件で、業種ごとの級別区分一覧表の格付けがAランクとありますが、業種は建築工事業でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	入札参加者の備えるべき参加資格要件	13	III	6	(2)	③	エ			建設業務を行う者で「なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。」と記載ありますが、市内本店業者が幅広く参加するためにも、市内業者に関してはエの要件を削除して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
17	実施方針	入札参加者の構成と定義	13	III	6	(2)	⑥				①～⑤に該当せず、2頁I(7)③(ア)解体工事業務を行う事業者が建設業務を行う事業者とは別法人の場合、13頁III(1)共通の参加資格要件を満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。また、解体事業者が構成企業又は協力企業の下請け企業に該当する場合は、必要な参加資格は無いとの理解で宜しいでしょうか。	No.14の回答を参照ください。解体事業者が構成企業又は協力企業の下請け企業に該当する場合も同様の参加資格を有することとします。
18	実施方針	その他業務を行うもの	14	III	6	(2)	⑥				資金調達に係る各種業務を行う所謂FA企業や特別目的会社(SPC)の管理を行うSPC管理企業も「その他企業」に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア					
19	実施方針	特別目的会社の設立等	15	III	7							「応募グループの構成員は～必ず出資し、」とありますが、代表企業/構成企業の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
20	実施方針	表1 リスク分担表(案) No.17	17	IV	1							不可抗力リスクにおいて、「不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、・・・」と記載がありますが、一定の金額とはどの程度を想定されていますでしょうか。	入札公告段階で示します。
21	実施方針	表1 リスク分担表(案) No.18	17	IV	1							物価変動リスクにおいて、「建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減」と記載がありますが、、一定の範囲とはどの程度を想定されていますでしょうか。	入札公告段階で示します。
22	実施方針	表1 リスク分担表(案) No.26・27	17	IV	1							調査リスクにおいて、「市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク」は貴市、「その他の測量、調査に起因するリスク」は事業者とありますが、市より受領した資料だけでは想定できず、業務の範囲でもある事前調査業務で判明した増加費用については貴市の負担として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ修正します。市から提示のあった資料及び市中で入手可能な資料だけを用いて、関係資格を有する技術者が想定できないようなリスクに起因する費用は市の負担とします。
23	実施方針	表1 リスク分担表(案) No.36	17	IV	1							天変地異等により工事遅延・未完工事が発生した場合(新型コロナウイルスに起因する工事遅延等も含む)については、事業者側でコントロールすることが不可能なため、不可抗力リスクとして貴市の責との考えでよろしいでしょうか。	天変地異等の不可抗力リスクについてはリスク分担表のNo.16, 17に照らし合わせて判断します。 なお、新型コロナウイルスに起因する工事遅延等については、原則としては緊急事態宣言等が発出された場合や国、県、市、保健所からの指示があった場合に不可抗力として扱うこととします。
24	実施方針	リスク分担表	17									設計・建設段階の新型コロナウイルス感染症に関するリスク分担は、リスク分担表NO.58と同様に、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の義務を怠る等の事業者帰責を除き、国、県、市、保険所等の指示・方針により業務の不履行・遅延等が生じた場合の費用は市の負担との理解で宜しいでしょうか。また、※4もリスク分担表NO.58と同様に適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご意見を踏まえ修正します。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア					
25	実施方針	表1 リスク分担表 No5	17									<p>本事業は事業所税の対象事業かと存じますが、本事業予算に事業所税も含まれて計算されておりますでしょうか。含まれている場合、課税対象の諸室の区分をご教示下さい。</p>	<p>事業所税も含まれます。 課税対象は、要求水準書に示す給食センター内の事業者エリア(給食エリア・事業者専用部分)です。なお、市と事業者の共用部分がある場合は、その部分についても課税対象となります。 ※休憩室は控除されます。</p>
26	実施方針	予想されるリスクと責任分担 リスク分担表(案)	18	IV	1	(2)						<p>No.47 技術革新リスク 技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化等が生じたとしても、要求水準を満たせば増加費用となるものを採用するかどうかは事業者の判断によるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
27	実施方針	予想されるリスクと責任分担 リスク分担表(案)	18	IV	1	(2)						<p>No.82 施設の性能確保リスク 事業終了時における施設の性能は、機能及び性能を満足している限りにおいて経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、施設の性能確保には美観も含まれます。</p>
28	実施方針	表1 リスク分担表 No49	18									<p>事業者は目的物(本施設)に対する契約不適合責任を事業終了まで負うように規定されているため、民法上の義務を超えており、事業者のリスクが過大であるため、ご再考頂きますようお願い致します。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
29	実施方針	表1 リスク分担表 No59	18									<p>「事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする」(※5)とございますが、市内等在住の従業者(パート)雇用維持の観点から一定数未満の増減であっても、協議できるものとして頂きたいお願い致します。</p>	<p>一定未満の増減でも協議できるというような曖昧な規定では、1食の増減でも協議できることになり、実務的に非効率です。また、将来的に、増減の発生はほぼ確実に生じるものです。したがって、原案のとおりとします。</p>
30	実施方針	法制上及び税制上の措置	21	VII	1							<p>事業予定地は、建設期間のみならず、事業契約締結日以降は調査業務等を実施するために事業予定地を無償にて使用できるとの考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>事業契約締結日以降は、事業者において管理していただきますので、無償で使用できます。必要に応じて草刈りを行う等、適切に管理してください。</p>

以上